



## 対談

## 『補助金ってほんとうに使えるの?』

## 【出席】

みどり増販情報センター／センター長

清水 昭彦氏

(高松第6支部副支部長)

## 【司会】

(株)ウェブズ工房／代表取締役

佃 俊一郎氏

(広報・情報化委員長／高松第4支部)

コロナ禍の今、社会構造の変化で会社経営も働き方も変わらざるを得ないのが現状です。その対策の一つが助成金や補助金等の活用ですが、同友会会員の皆さんの中には、どのようなものがあるのか。またそれが自社で使えるものかどうか不明のため、申請に消極的だったり、諦めている方がおられるかもしれません。そのような方に、給付金の種類や仕組み、申請の手順などについて、専門家の清水氏からお話を伺いました。

**司会** 早速ですが、まず清水さんのお仕事からお聞きしたいと思えます。

**清水** 私どもの仕事ですが、わかりやすくいうと、会計事務所の会計を中心とした、経営者にとって必要な様々な知識、例えば補助金や助成

金などのアドバイスやコンサルティング、節税など、いろんなお困り事解決のお手伝いをする「みどり合同税理士法人グループ」の中にある「みどり増販情報センター」で、具体的には売り上げを上げる。社員教育を行う。補助金・助成金などの申請代行を行っていきます。最近では経営者の高齢化が進み、後継者がまだ若く事業承継が時期尚早の場合、後継者が育つまで経営者に代わって経営を行う「経営受託」がかなり増えてきています。

## 補助金・助成金・給付金の違いについて

**司会** ありがとうございます。では本題に入らせていただきます。

コロナ禍による経営不振、業績不振の救済策として、国や地方行政からいろいろな補助

金や助成金を出しています  
が、それに対して同友会の会  
員さんの中から、それらの補  
助金や助成金は自分のところ  
で利用することができるとい  
うかという声が多く出てい  
ます。またその疑問を誰に相  
談すればいいのか、よくわか  
らないという声も聞きます。

助成金は、どちらからと  
いうと厚生労働省が中  
心の雇用に関するも  
の、または働き方改革  
に関するもの、職場の  
様々な諸問題、例えば  
最近話題の定年制の問題  
やコロナ禍による従業員の休  
業補償の問題等の対象が助成  
金です。助成金は採択制の補  
助金と異なり、要件さえ満た  
していれば100%支給され  
ます。ただし、支給されるま  
でに結構時間がかかったり、  
要件に対する事前審査がある  
ので、どうしてもハードルが  
高いように受け止められがち  
です。給付金ですが、こちら  
はまさに給付してくれるもの  
で、ある最低限の要件を満た  
してさえいけば支給されるも  
のです。昨年

**清水** まず補助金ですが、こ  
れは企業や個人事業主が何か  
新しいことを行うか、または  
新しい機械の購入等の設備投  
資に対してその経費の一部を  
国や公共団体、財団等が一部  
補助するものです。ただし、申  
請すれば無条件で補助を受け  
られるものではありません。  
多数の公募書類や事業計画の  
中から採点審査が行われ、よ  
り得点の高いものから順番に  
採択されるので、公募して採  
択されて事業を行って、支払  
いを完了してから初めて支給  
されるのが補助金です。

あたり話題に  
なった持続化  
給付金がそう  
ですが、要す  
るに売り上げ  
が前年対比で  
半分になって  
いる全てのと



ころに出そうというもの  
で、多くのところが受給して  
います。ただ、今になって問  
題になっているのが不正受給  
です。そのために給付金の  
ハードルが高くなり、今は一  
時支援金という給付金になっ  
ており、こちらは認定支援機  
関や会計事務所、金融機関の  
事前確認が必要です。補助  
金・助成金・給付金（一部が  
支援金）の中で最も早くお金  
が入ってくるのが給付金で  
す。ただし、残

念ながら今は  
各省庁とも繁  
忙を極めてお  
り、給付が遅  
れがちになっ  
ているのが現  
状です。



**補助金は  
種別によって  
採択率が大きく変わる**

**司会** わかりやすい説明、あ  
りがとうございました。とこ  
ろで私ども中小企業経営者  
にとって今気になるのが補助  
金です。補助金の受給には採  
択が必要とのことですが、申  
請書類作成の煩雑さを考え  
ると、時間をかけて難題を  
クリアしても実際に採択して  
もらえるかどうか不明瞭な点  
が多々あります。その点はど  
うでしょうか。

**清水** 補助金に関してです

が、補助金の種別によって採択率が大きく違います。例えば、比較的通りやすいといわれるのが「小規模事業者持続化補助金」「IT導入補助金」です。こちらは高いときだと採択率が5〜6割のときもあります。逆に比較的ハードルが高いといわれているのが「ものづくり補助金」です。こちらは現在公募中の事業再構築補助金等についての採択率は3〜4割といわれています。

採択率については、それぞれの補助金のホームページで発表されているので、それを参考にしていただければと思います。いずれにしても、通常は10件のうち3〜4件の採択率です。ただ、金額の少ない補助金ほど採択率は高くなります。

**司会** 採択率が低いと、どうせ駄目だろうからと消極的になりがちですが、それでも挑戦する価値はありますか？

**清水** 補助金の申請に関してですが、補助金があるから何かを購入するという考え方は

賛成できません。設備投資をして、それに似合う投資効果がある事業を考えているのであれば、補助金がなくとも成功するはずですが、また逆に補助金が受けやすくなります。要するにそれだけ可能性のある事業ということで、補助金の採択率が高くなるわけです。

補助金の有無に関わらず投資して取り組む事業が最優先で、その事業のために使える補助金はないかなというのが本来の考え方です。

**補助金・助成金・給付金は返済不要**  
**司会** よくわかりました。ところで補助金・助成金・給付金のうち、返済しなくてもいいのはどれでしょうか？

**清水** 3つとも基本的に返済は不要です。ただし、当然のこ



とですが不正受給等の場合は返済義務が発生します。それ以外は基本的に返済する必要はありませんが、補助金の場合、

ある一定の基準を満たさない場合は返還の義務が発生します。例えば、海外進出するために設備投資補助を申し込んでいる、補助金をもらったのだが海外進出しなかったなど、応募時の要件を満たさなかった場合などは返還義務が発生します。

**補助金の種類によって申請対象の条件が異なる**  
**司会** よくある質問です

が、個人事業主でも申請できるのかどうかというのがありますが。

**清水** 基本的に中小企業庁や経産省の補助金には、小規模事業者、個人事業主、中堅企業、みなし大企業まで、幅広く対応する補助金が結構あります。ただ、補助金の種類によって申請できる業種や職種、規模等が異なるので一概ではありませんが、例えば小規模事業者持続化補助金といわれるものは、従業員が10名以下の企業や、個人事業主が対象で補助額50万円まで、逆に事業再



構築補助金は、最低補助額が1千万で最大1億円とかになります。補助金の場合、まずは企業側が支払って、その一部を補助として後から支給されますので補助率3分の2だとしても1千万の補助額なら1500万の資金を用意できないと条件が満たせなくなります。補助金の場合には先に自分で払っておいて、それを証明すれば一部分が補助金として入ってくるので、それだけの資金が用意できる個人事業主や企業でない申請は難しくなります。

**司会** 同友会には中小・零細企業の会員が多いのですが、小規模事業者がよく利用しているものがあれば教えてください。

さい。

**清水** 「IT導入補助金」や「小規模事業者持続化補助金」、「ものづくり補助金」など、毎年公募のある補助金に関して、ホームページを見ると採択事例が必ず載っています。いろんな業種があるので、まずそこで採択事例を見て参考にされるのが一番いいように思います。

世の中には本当に多種多様な業種があるので、安易に業種の指定はできませんから、ホームページを見ていただければと思います。

**申請は種類によって自力でも可能。ハードルが高いものは専門家に**

**司会** ところで、実際に申請となると手続き等々、誰にお願いすればいいのか迷うことが多いと思うのですが、そのあたりの流れについて聞かせていただけますか。

**清水** 申請に関しては、補助金や助成金によってハードルが全く違ってきます。例えば、事業再構築の補助金だと

中小企業枠と通常枠に6千万出ます。ところが、「IT導入補助金」だと最大で450万なので大きな差があります。その差は公募のための申請書類作成量の差でもあります。

基本的に事業再構築のような大きな金額が動く補助金に関しては事業計画、例えばこういうことを計画していますというだけでなく、収支や付加価値といわれる営業利益、人件費等が5年後にはどうなっているかなど、会計的な知識がないと作成できない書類がたくさんあります。そのため公募する企業がどうしても限られてきますが、「IT導入補助金」や「小規模事業者持続化補助金」の場合は、自力で申請される方が結構います。ただ時間が取れないとかない場合は、私どものようなところや、よろず支援拠点、商工会議所に相談されればと思います。

**費用について。専門家に依頼すると費用は？**

**司会** 費用面の話になります



が、実際にお願いするとなると着手金は必要かどうか。また報酬は成果報酬かどうか気がなります。例えば、相談や打合せで時間がかかったものの、結局申請には至らなかったという場合、費用の負担はどうなりますか。

**清水** 費用については皆さん気になるところかと思いますが、業種などで要件が異なるので私どもの例で話をすると、基本的に成功報酬で、採択時の補助額によってパーセンテージが変わります。最大で2割、少なくて5%ぐらいという幅があります。補助金の中には何億というものもあるのですが、その何割となると何千万という額になるので、さすがにそれは頂き難いので、

数パーセントになるわけです。ところが、小規模事業者のように、給付金が数十万円の場合は最大で2割が基本です。着手金ですが、必要な場合と不必要な場合があります。申請作業が煩雑な場合や、初めてのお取引の場合は基本着手金を頂くことが多いです。また申請作業を中断したときのペナルティも契約で設けるようになっていきます。金額は報酬額の半分程度です。取り掛かった以上は最後までというのが前提なので、中断はこれまで1件もありません。

**司会** やると決めたら経営者なので最期までやり抜く強い意志、気持ちが非常に大事だと思います。最後に、補助金を利用するにあたっての留意点、注意点について教えてください。

**清水** 必ず国や市町村役場からの支給になるので、会計監査があるものだと思います。ですから、必要書類はきちんと揃え、絶対に不正受給はしない。以上のことを心

掛けてください。せっかく、補助金等を受けてその事業に取り組むわけですから、事業の成功は必須です。そのために綿密な計画を立てて実行することが肝要です。新しいものづくりを行ったり、新しいサービスを創造したりするとき、自己資金だけでは足りない場合、金融機関の力を借りたり、補助金を受けて成長した企業がたくさんあります。強い意志を持って始めた事業を完遂することと、5〜6年の間に決めた目標の数値を達成すること。これらの計画と実践、実行が求められています。

**司会** 言うまでもありませんが、経営者として、人としてのあり方が大前提になっていきますね。補助金が出るから事業を拡大するのは本末転倒になりかねません。

本日は具体的にわかりやすいお話、本当にありがとうございます。今回のお話がコロナ禍の会員企業の皆さんの少しでもお役に立ててれば幸いです。

## コロナ禍に特化した支援策

<b>一時支援金(緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金)</b>	2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響を受けた中小企業および個人事業者に対して給付。
<b>月次支援金</b>	2021年4月以降の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置の影響で売上が減少した中小企業・個人事業者に対して給付。
<b>事業再構築補助金</b>	新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。
<b>感染防止協力金(時短営業協力金、休業協力金)</b>	営業時間短縮などの要請に協力した事業者。支給対象となる業種や期間、支給額、手続きの方法などは自治体により異なる。
<b>雇用調整助成金</b>	雇用維持のため労働者に休業手当などを支払う事業者。上限日額1万5000円。
<b>緊急雇用安定助成金</b>	雇用保険被保険者ではない従業員の方(学生アルバイトやパート)を休業させた場合の助成金。
<b>小学校休業等対応助成金</b>	子どもの世話をを行う労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別で有給休暇(賃金全額支給)を取得させた事業主。